野田市地域密着型サービス施設の

整備事業者に関する募集要領

**１　事業内容**

（１）公募の趣旨

　　　第９期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）に基づき、本市の地域密着型サービス施設（以下「施設」という。）を整備するに当たり、野田市としてより良いサービスの提供が期待できる事業者を選定するため、公募を実施します。

（２）公募施設の概要

　①　募集するサービスの種類、整備地区、整備数、定員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス種類 | 整備地区 | 必要整備数 | 利用定員 |
| 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） | 中央・東部地区又は南部・福田地区 | 1箇所 | 29名（宿泊9名） |

　　注：公募する施設は、日常生活圏域を設定して提案してください。

　②　事業予定

　　　令和７年度事業とし、令和７年度中に竣工することを基本とする。

　　　また、令和８年４月１日までに介護保険法に基づく事業所指定を受け、事業所を開所すること。ただし、その他特別の事情があるときはこの限りではない。

**２　応募事業者の要件**

（１）応募事業者

1. 法人格を有していること。
2. 現に介護保険サービス事業を運営していること。
3. 地域密着型サービス施設の整備については、「野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月27日野田市条例第10号）、「野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年3月27日野田市条例第11号）によるものとします。
4. 介護保険法第７８条の２第４項各号の規定に該当しないこと。
5. 介護保険法第１１５条の１２第２項各号の規定に該当しないこと。
6. 野田市税、千葉県税、法人税び消費税の滞納がないこと。
7. 市議会議員が代表者その他の役員である法人でないこと。
8. 市長又は副市長、教育長、水道事業管理者が代表者その他の役員である法人でないこと。
9. 介護保険法第７０条第２項第６号に規定する役員等が野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。
10. 会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続を行っていないこと。

（２）事業予定地

　　　事業を実施する予定地については、原則として次の要件のいずれかに該当するものとします。

　①　用地及び建物については、原則としてその所有権を取得すること。

　②　用地を取得する場合は、取得の見込が担保されていることを証明する書類を提出すること。

　③　用地を借地する場合は、当該事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定する見込が担保されていることを証明する書類を提出すること。

　④　用地及び建物の両方を賃貸借によることは可能であるが、賃貸借の場合は、当該事業の存続に必要な期間の賃借権及び賃借料を設定する見込みが担保されていることを証明する書類を提出すること。

（３）整備の要件

①　事業計画は、都市計画法、建築基準法、関係法令及び関係条例等を遵守したものであること（申請の際は、関係機関と十分協議してください）。

②　事業者の選定後、事業計画等については、整備予定地の自治会、近隣住民等関係者に対して十分な説明を行うこと。

**３　開設に伴う補助金**

　　地域密着型サービス等の施設整備に要する費用は、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金の対象になります。「千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実施要綱」や「千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付要綱」、「野田市介護施設等整備事業補助金交付要綱」を熟読の上、応募してください。

　　交付基準額は以下のとおりです。なお、千葉県の補助金要綱の改正により補助内容が変更となる場合があります。

ただし、この補助金は千葉県との協議により決定されるもののため、現時点では補助金の額は確定しておらず、今後補助金の額の増減や補助金制度の変更・廃止などの可能性もあります。この場合において、本市は損害賠償等の責めを負わないものとします。

（１）地域密着型サービス等整備事業（整備補助金）

　　　注：土地取得資金、空き家取得資金は対象外

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種類 | 補助金額 |
| 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） | 39,600千円／施設空き家（借家、テナント等を含む）を活用して整備する場合は10,500千円／施設 |

（２）介護施設等の開設準備事業（施設開設準備経費補助金）

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種類 | 補助金額 |
| 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） | 989千円／宿泊人数 |

　注：開所６か月前の準備に必要な経費を対象とした補助金。

　注：合築または併設先の施設によっては、補助の対象外となる場合がありますので、　合築または併設での整備を希望する場合は、必ず事前にご相談ください。

【留意事項】

１ 補助金の交付を受けて整備を行う場合は、施工業者等を一般競争入札に付すなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠する必要があります。

２ 対象経費が補助基準額に満たない場合は、対象経費の額(１，０００円未満は切り捨て)が交付額となります。

３ 補助金は、補助金の確定通知後(工事竣工後、検査終了後)の支払いを予定しています。

４ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物等の財産(施設、設備等)については、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、または廃棄してはならない財産です。事前に本市の同意なく前述のいずれかの処分を行った際は、減価償却期間の残存年数に応じて納付金(補助金の返還金)の条件が付される場合があります。

 　そのため、補助金の活用にあたっては、事業の永続性等について十分考慮してください。

５　補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市長に報告しなければならない。

　　なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

　　また、市長にこの補助金に係る仕入控除額があることが確定したことの報告があった場合は、当該仕入控除額を市に納付しなければならない。

**４　応募方法**

応募を希望する事業者（以下「応募事業者」）は、応募書類の受付期間に野田市地域密着型サービス施設の整備に係る申込書（別記第1号様式）及び募集要領「（４）提出書類」に定める書類を提出してください。

なお、書類は原則としてＡ４版（図面等Ａ３版の書類については、Ａ４版に折り込み大きさをそろえること）で提出してください。

（１）募集要領等の配布

　　　令和７年５月２２日（木）から７月４日（金）まで

　　　野田市ホームページからダウンロードできます。

（２）質問及び回答

　　　募集要領に関する質問及び回答方法は次のとおりです。

　　①　質問の受付

　　　ア　受付期間　　令和７年６月１１日（水）から令和７年６月２０日（金）まで午前８時３０分から午後５時１５分まで

　　　イ　提出方法　　質問の内容を簡潔にまとめて質問書（資料１）に記入の上、持参又はファクス（04-7123-1095：ファクスの場合は電話での連絡もお願いします）により野田市福祉部高齢者支援課に提出してください。

　　②　質問の回答

　　　　令和７年６月２７日（金）までに野田市ホームページで回答します。

（３）応募書類の受付

　　①　受付期間　　令和７年６月２７日（金）から７月４日（金）まで

　　　　　　　　　　午前８時３０分から午後５時１５分まで

　　　　　　　　　　※土・日曜日を除く

　　②　受付場所　　野田市福祉部高齢者支援課

〒278-8550

野田市鶴奉7番地の1

電話　04-7123-1092

　　③　提出書類　　野田市地域密着型サービス施設の整備に係る申込書（別記第1号様式）及び（４）の提出書類のとおりです。

　　④　提出部数　　提出書類及び添付資料の提出部数は、正本１部、副本７部です。

※ファイルに綴じて目次を作成し、項目ごとにインデックス（資料名）を付けたものを提出してください。

　　⑤　提出方法　　提出書類等は、高齢者支援課まで持参してください（提出の際は、事前に連絡してください）。

（４）提出書類（様式は、指定しているもの以外は任意）

　　①　事業概要（別紙）

　　②　設置主体に関する事項

ア　事業者経歴（法人設立から現在に至るまでの沿革を記載）

イ　事業者の基本的事項（代表者・役員の一覧表、個別の履歴書、組織体系図や

社員構成）

ウ　現在運営している施設又は事業に関する資料（パンフレット等）

エ　今後開設を予定している施設又は事業に関する資料（パンフレット等）

オ　定款又は寄付行為

カ　法人登記簿謄本

キ　法人の状況を証明する書類

　　・財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）又はこれに類するもの。新規設立の場合は財産目録。過去３年分。

ク　納税証明書（過去３年分、公募申込み３か月以内に発行されたもの。）

　　・千葉県税、法人税、消費税の納税証明書

　　・野田市税については、滞納がないことの証明書。

　　・納税義務がない法人については、「納税義務がない旨の申出書（様式自由）」

③　立地条件に関する事項

ア　位置図

イ　交通の便と周辺の状況を示した図

ウ　公図の写し

エ　土地の登記簿謄本

オ　建物配置図・平面図・立面図

カ　現況写真

キ　計画地の給排水計画図

ク　計画地の都市計画図

ケ　計画地を含む広域的な道路地図

コ　計画地周辺の住宅地図

サ　計画地の土地利用計画図（建物、構築物、上下水配管等を記載）

④　事業計画に関する事項

ア　施設の利用料金等

イ　資金調達計画

ウ　資金の融資を受ける場合にあっては、金融機関等の融資内諾書

エ　資金計画書（５年分）

オ　工程表

　⑤　運営管理等に関する事項

ア　職員配置計画（昼間・夜間の勤務体制及び防災体制も含む。）

イ　管理内容（管理規程案及び防災上の設備の概要、衛生管理、苦情処理、事故防止等を含む。）

　　⑥　その他

　　　ア　協議先一覧

　　　イ　申立書（民事再生法に基づく再生手続を行っていない。代表者の市税等及び事業者に係る諸税の滞納がないなど、申請資格を満たしている旨を記載した書類）

　　　ウ　パンフレット等添付

（５）応募に当たっての留意点

　　①　費用負担

　　　　申請に関し必要な費用は、申請事業者の負担となります。

　　②　提出資料の変更の禁止

　　　　提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は原則として認めません。

　　③　虚偽の記載をした場合

　　　　申請事業者が提出した書類に虚偽の記載がある場合は、申請を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

　　④　提出書類の取扱い

　　　　提出された書類は返却しません。

**５　事業者選定の審査**

申請事業者から提出された提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した選定委員会において行います。

この事業において申請事業者がいない場合又は審査の結果により全ての提案が野田市の本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、選定事業者の決定を行わないことがあります。

（１）審査方法

事業者の選定に当たっては、第１次審査は事務局（高齢者支援課）で、第２次審査は選定委員会でそれぞれ行い、事業者を選定するものとします。

（２）第１次審査

提出書類等に基づき、提案された事業内容等の確認を行い、募集要領に合致した応募事業者を第２次審査の対象事業者とします。

（３）第２次審査

第１次審査合格者によるプレゼンテーション（整備計画の発表）を実施し、選定基準に基づき、事業計画書等の内容を審査し、選定候補者を決定します。

ただし、僅差の場合で特に劣る項目があった場合などは、選定委員会の総合評価を加算して順位を変更できるものとします。

この場合、審査結果により、第１位の事業者を候補者とし、第２位以下（全て順位を付ける）の事業者を補欠者とします。ただし、選定評価における得点合計が６割に満たない者は不合格とします。

なお、応募事業者によるプレゼンテーション方法は、次のとおりとし、必要に応じて資料（７部）を提出してください。

　　① 応募事業者の代表者等は、次に従ってプレゼンテーションを行います。

ア　１応募事業者当たりの説明時間は３０分以内とします（機材のセッティング等の準備時間は除く）。

イ　応募事業者から委託された事業者によるプレゼンテーションは認めません。

ウ　応募事業者は他の応募事業者のプレゼンテーションの内容を知ることはできません。

エ　プレゼンテーションの方法は自由です。ただし、プレゼンテーションで利用する機材（パソコン、プロジェクター、スクリーン、ケーブル等）は全て応募事業者で用意してください。

②　プレゼンテーションでは、事業者選定基準表（別記第２号様式）の「審査項目」に記載する項目などを中心にプレゼンテーションを行ってください。

③　質疑

プレゼンテーション終了後、引き続き選定委員会委員による質疑を行います。

④　選定基準及び審査項目、配点事業者選定基準表（別記第２号様式）に掲げるものとし、その評価は事業者選定評価順位表（別記第３号様式）に記入するものとします。

なお、各審査項目の５点満点の標準点は３点（１０点満点の標準点は６点）とし、「特に劣る」は１点（２点）、「劣る」は２点（４点）、「優れている」は４点（８点）、「特に優れている」は５点（１０点）と評価します。

**６　審査結果の通知**

第１次審査及び第２次審査の審査結果は、市長が応募事業者に野田市地域密着型サービス施設の整備事業者応募に係る第１次審査結果について（別記第４号様式）及び野田市地域密着型サービス施設の整備事業者応募に係る選定結果について（別記第５号様式）により通知します。

**７　応募の概況等の公表**

提出された書類は、野田市情報公開条例に基づき開示する場合がありますので、開示に支障がある部分については、あらかじめ申し出てください。

**８　事業予定者の指定**

　　第２次審査により選定候補者となった場合は、高齢者支援課と指定申請について協議を行ってください。「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等を満たしていない場合は、指定することができないことがあります。

**９　提出書類の体裁**

提出書類は、次の体裁に整えてください。

（１）全体の目次をつける。

（２）ページをつける。

（３）ページごとに右肩書類名を表記する。

（４）項目ごとに文字表記のインデックスをつける（番号のみは不可）。

（５）全体をバインダー等で綴る。



第１号様式

令和　　年　　月　　日

（宛先）野田市長

　　所在地

事業者名

代表者名 　　　　　　　　　㊞

野田市地域密着型サービス施設の整備に係る申込書

このことについて、下記の提出書類を添えて応募します。

記

提出書類

１　事業概要（別紙）

２　設置主体に関する事項

ア　事業経歴（法人設立から現在に至るまでの沿革を記載）

イ　事業者の基本的事項（代表者・役員の一覧表、個別の履歴書、社員構成）

ウ　現在運営している施設又は事業に関する資料（パンフレット等）

エ　今後開設を予定している施設又は事業に関する資料（パンフレット等）

オ　定款又は寄付行為

カ　法人登記簿謄本

キ　決算書の写し（過去３年間）

ク　納税証明書等（過去３年分、公募申込み３か月以内に発行されたもの。）

３　立地条件に関する事項

ア　位置図

イ　交通の便と周辺の状況を示した図

ウ　公図の写し

エ　土地の登記簿謄本

オ　建物配置図・平面図・立面図

カ　現況写真

キ　計画地の給排水計画図

ク　計画地の都市計画図

ケ　計画地を含む広域的な道路地図

コ　計画地周辺の住宅地図

サ　計画地の土地利用計画図（建物、構築物、上下水配管等を記載）

４　事業計画に関する事項

ア　施設の利用料金等

イ　資金調達計画

ウ　資金の融資を受ける場合にあっては、金融機関等の融資内諾書

エ　資金計画書（５年分）

オ　工程表

５　運営管理等に関する事項

ア　職員配置計画（シフト表及び法に規定された基準、職種別人員配置、常勤、非常勤、兼務職員とその兼務職種、常勤換算後の人数、夜間勤務職員数及び防災体制も含む。）

イ　管理内容（管理規程案及び防災上の設備の概要、衛生管理、苦情処理、事故防止等を含む。）

６　その他

ア　協議先一覧

イ　申立書

ウ　パンフレット添付

７　担当者連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| （　ふ　り　が　な　）事　　業　　者　　名 |  |
| （　ふ　り　が　な）担 　　　当　　 　者 |  |
| 所　　　　　　　　属 |  |
| 連　　　絡　　　先 | 住　　　　　所 | 〒 |
| 電　話　番　号 | （　　　　　） |
| フ　ァ　ク　ス | （　　　　　） |
| メールアドレス |  |

（別紙）

法人名

事　業　概　要

１．応募の経緯

２．事業概要

（１）設置予定事業

　　看護小規模多機能型居宅介護

３．事業者概要

（１）法人沿革

（２）現在運営している事業所等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 施設名 | 定員 | 所在地 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※適宜、行を追加して利用してください。

４．事業概要（全体）

|  |
| --- |
| 施設名： |
| ○設置事業者名：　　　　　　　　　　　　　○代表者名○主たる事務所の所在地：○設立年月日：　　　　　　　　　　　　　　○基本財産（資本金額）：○現在行っている事業 |
| 当該地に設置する理由 |  |
| ○設置使用とする施設の所在地：○土地の現況： 　　　　　　　○地目：　　　　　　　○面積：　　　　　　　㎡○市街化調整区域に（該当・非該当）　○土地の用途：○土地にかかる権利関係（借地）○建ぺい率：　　　　　％　　　○容積率：　　　　　％ |
| ○建物の構造：　　　　造　　　　階建（耐火・準耐火）○延床面積：　　　　　　　㎡　　○建築面積：　　　　　　　㎡○総居室数：　　　　　　室　　　○定員：　　　　　　人　　　　　　　　　　　人室　　最小：　　　　　㎡　～　最大：　　　　　㎡　　　　　　　　　　　人室　　最小：　　　　　㎡　～　最大：　　　　　㎡○建物の権利関係：（自己所有・借家） |
| ○事業費　土地取得費　　　　　　　　　　　　円　土地造成費　　　　　　　　　　　　円　建築工事費　　　　　　　　　　　　円　設備費　　　　　　　　　　　　　　円　付帯施設工事費　　　　　　　　　　円　その他工事費　　　　　　　　　　　円　合　　　計　　　　　　　　　　　　円 | ○事業資金公的融資機関借入　　　　　　　　　円市中金融機関借入　　　　　　　　　円入居一時金充当　　　　　　　　　　円自己資金　　　　　　　　　　　　　円その他　　　　　　　　　　　　　　円合　　　計　　　　　　　　　　　　円 |
| 設備の設置状況 | （主な設備を記入してください） |
| 担当者名： | 連絡先住所・電話番号 |

５．事業計画概要

（１）経営理念

①　経営実績及び経営の安定性について

|  |
| --- |
|  |

②　介護サービス事業を行うにあたっての理念・基本方針

|  |
| --- |
|  |

（２）施設整備及び事業計画

　①　施設整備資金の確保について

|  |
| --- |
|  |

　②　運転資金について

|  |
| --- |
|  |

　③　事業計画及び収支計画について

|  |
| --- |
|  |

　④　協力病院、医療・福祉との連携について

|  |
| --- |
|  |

（３）施設及び設備

　①　施設及び設備に関する考え方について

|  |
| --- |
|  |

　②　施設の快適性について

|  |
| --- |
|  |

（４）防災・防犯対策

　①　防災対策・業務継続計画について

|  |
| --- |
|  |

　②　防犯対策について

|  |
| --- |
|  |

（５）サービス提供

　①　サービス提供について

|  |
| --- |
|  |

　②　サービスの質の向上について

|  |
| --- |
|  |

（６）利用者への配慮

　①　自立支援のための方策について

|  |
| --- |
|  |

　②　利用料金の設定について

|  |
| --- |
|  |

（７）衛生管理

　①　健康管理について

|  |
| --- |
|  |

　②　感染症防止に対する取組について

|  |
| --- |
|  |

（８）苦情処理・事故防止対策

　①　苦情処理について

|  |
| --- |
|  |

　②　事故防止に対する取組について

|  |
| --- |
|  |

③　虐待防止に対する取組について

|  |
| --- |
|  |

（９）地域との連携

　①　地域の住民との交流について（ボランティアの活用（受入れ体制）含む）

|  |
| --- |
|  |

　②　施設に対する地域住民の理解について

|  |
| --- |
|  |

（10）人員の確保・勤務体制・研修等について

　①　職員の配置について

|  |
| --- |
|  |

　②　職員の採用について

|  |
| --- |
|  |

　③　人材育成（研修）について

|  |
| --- |
|  |

　　※適宜、枠調整を行い、記入してください。

第２号様式

事業者選定基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選定基準 | 審査項目 | 配点 |
| 経営理念 | 経営実績及び経営の安定性について | １０ |
| 介護サービス事業を行うにあたっての理念・基本方針 ’ | ５ |
| 施設整備及び事業計画 | 施設整備資金の確保について | 各５ |
| 運転資金について |
| 事業計画及び収支計画について |
| 協力病院、医療・福祉との連携について |
| 施設及び設備 | 施設及び設備に関する考え方について | 各５ |
| 施設の快適性について |
| 防災・防犯対策 | 防災対策について | 各５ |
| 防犯対策について　 |
| サービス提供 | サービス提供について | 各５ |
| サービスの質の向上について |
| 利用者への配慮 | 自立支援のための方策について | 各５ |
| 利用料金の設定について |
| 衛生管理 | 健康管理について | 各５ |
| 感染症防止に対する取組について |
| 苦情処理・事故防止対策 | 苦情処理について | 各５ |
| 事故防止に対する取組について |
| 虐待防止に対する取組について |
| 地域との連携（ボランティアの活用・受入れ含む） | 地域の住民との交流について | 各５ |
| 施設に対する地域住民の理解について |
| 人員の確保・勤務体制・研修等 | 職員の配置について | １０ |
| 職員の採用について | 各５ |
| 人材育成（研修）について |
| 合　　計 | ― | １３０ |

※５点満点の標準点は３点（１０点満点の標準点は６点）とし、「特に劣る」は１点（２点）、「劣る」は２点（４点）、「優れている」は４点（８点）、「特に優れている」は５点（１０点）と評価する。

第３号様式

事業者選定評価順位表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名／評価者 | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | 合計 | 順位 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

第４号様式

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

野 田 市 長　　　　　　　㊞

野田市地域密着型サービス施設の整備事業者

応募に係る第１次審査の結果について（通知）

令和　　年　　月　　日に申込みがありました野田市地域密着型サービス施設の整備に係る応募について、下記のとおり通知します。

記

１次審査結果

　審査の結果、２次審査の対象となりました。（なりませんでした。）

第５号様式

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

野 田 市 長　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　野田市地域密着型サービス施設の整備事業者

応募に係る選定結果について（通知）

令和　　年　　月　　日に申込みがありました野田市地域密着型サービス施設の整備に係る応募について、下記のとおり第２次審査の結果を通知します。

記

２次審査結果

　審査の結果、選定事業者となりました。（なりませんでした。）